

会員業務就業規約

第1条（会員の就業条件）

公益社団法人三鷹市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約及びセンターが別に定める「就業の提供に関する取扱い基準」の定めるところによる。

第2条（業務の具体的内容及び会員業務配分金）

発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務配分金（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第3条（就業条件に係る会員の同意等）

- 1 センターは、業務実施会員（会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、就業条件が本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容であることについて、業務実施会員の同意を得るものとする。
- 2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定めた内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
- 3 発注者及びセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容に変更されたものと取り扱う。

第4条（会員業務配分金の支払）

- 1 発注者は、業務実施会員に対して、会員業務配分金として第2条の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額を支払うものとする。
- 2 業務実施会員は、会員業務配分金の請求及び受領をセンターに委託するものとする。
- 3 発注者は、センターからの請求書を受理した日から30日以内に会員業務配分金を

原則としてセンターが指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

- 4 センターは、前項の会員業務配分金の支払期日を、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して 60 日以内の期間内において定めなければならない。
- 5 第 3 項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。
- 6 センターは、発注者の責に帰すべき事由により支払が遅延したときは、遅延日数に応じ年 14% の割合で計算した額の支払を発注者に請求することができるものとする。

第 5 条（センターによる立替払）

- 1 センターは、民法第 474 条の規定に基づく第三者の弁済として発注者に代わり業務実施会員に対して会員業務配分金を支払うことができるものとする。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に就業した場合、就業した月の翌月の 25 日に会員業務配分金を業務実施会員に支払うものとする。ただし、25 日が土曜日、日曜日又は休日等金融機関の休業日（以下「金融機関休業日」という。）に当たるときは、25 日より前の金融機関休業日でない日に支給する。
- 3 前項の規定によりセンターが会員業務配分金を支払ったときは、第 4 条第 3 項の規定により発注者からセンターに支払われる会員業務配分金をもって充てるものとする。
- 4 第 2 項の規定により、センターが会員業務配分金を業務実施会員に支払った場合において、前条第 3 項の規定による発注者からの会員業務配分金の支払がなされないときは、センターは発注者に対して求償権を行使するものとする。

第 6 条（会員業務の実施）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 業務実施会員は、会員業務が共同作業を必要とする業務であるときは、共同責任分担の精神をもって会員業務を実施するものとする。
- 5 業務実施会員は、就業報告書を携行し、会員業務の実施状況を記録し、会員業務の終了又は月末で就業報告書を締めて、本人の確認及び発注者の確認を受けて、速やか

にセンターに提出するものとする。

- 6 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令をすることができない。

第7条（費用の負担等）

- 1 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務配分金を支払う際に相殺することができるものとする。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから器械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務配分金を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第8条（会員の不履行）

- 1 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があったとき、又は業務実施会員が会員業務を完遂することができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下、総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。

- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び前項の規定による発注者の支払について準用する。

第9条（契約不適合責任）

- 1 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員等を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に支払うこととされていた会員業務配分金の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第10条（利用契約の解除等による会員業務の終了）

- 1 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が発注者とセンターとの合意により解除され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際に現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5

項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、業務実施会員が当該通知を受けたときに終了したものと取り扱う。

- 3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。
- 4 契約が解除された場合において、発注者又はセンターから貸与品等があるときは、遅滞なく発注者又はセンターに返還するものとする。この場合において、業務実施会員の責に帰すべき理由により貸与品等が滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償するものとする。

第11条 (著作権の帰属等)

- 1 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨業務実施会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第12条 (再委託、権利・義務の移転の禁止)

- 1 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第13条 (守秘義務・個人情報の管理)

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報について、細心の注意をもって適正に取り扱わなければならない。
- 3 業務実施会員が会員業務の実施を通じて取得した個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合は速やかにセンターに報告するとともに、センターが問題解決を図るために講じる対応策に協力するものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員の個人情報について、細心の注意をもって適正に取り扱わなければならない。
- 5 前4項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第 14 条（損害賠償）

- 1 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第 2 項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第 474 条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により補填される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附 則（令和 7 年 2 月 2 8 日制定）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 7 年 2 月 2 8 日から施行する。